「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」に基づく対応について

平成２０年６月１７日
日本証券業協会

本協会では、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」（自主規制会議の下部機関）において、インサイダー取引等の不公正取引防止に関する内部管理態勢等の整備・強化策について検討を行っているところであるが、今後の具体的な取組みの内容及び目処等について、去る５月２０日に取りまとめた論点整理の項目に沿い、次のとおり行動計画を定める。

Ⅰ．基本方針

① 各検討項目の検討は、スピード感を持って取り組み、各施策毎に掲げた対応時期までに検討を終え、結論が得られた項目から速やかに本協会自主規制規則の制定・改正等を行うとともに、システム対応など一定の期間が必要なものは別として、実現可能なものから適時実施に移すこととする。

② 施策の検討・実施に当たっては、コストベネフィットに留意しつつ、効果的な対応を図ることとする。

③ 具体的な検討の場であるワーキングや委員会における検討状況は、原則として、その議事要旨を本協会のＷＡＮに掲載するとともに、幅広い機会を通じて、協会員に報告・説明を行うものとする。

④ 検討に当たっての基本的な考え方を定める場合や本協会自主規制規則の制定・改正を行う場合には、協会員及び投資家・市場関係者等の意見を検討に反映させるため、原則として、メンバーズ・コメント又はパブリック・コメントを実施するものとする。

Ⅱ．各検討項目の行動計画

論点整理項目	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議・委員会等
１．協会員における法人関係情報の管理態勢について			
(1)　法人関係情報の管理に関する自主規制規則の制定	①「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」において、協会員における法人関係情報の管理に関する社内規則の作成義務、当該社内規則の必要的記載事項(注)等、新たに制定する自主規制規則に盛り込むべき規定を検討・整理の上、規則の素案を策定し、関係委員会に付議する。 (注) イ. 法人関係情報を取得した際の手続きに関する事項 ロ. 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続きに関する事項 ハ. 法人関係情報管理部署の明確化及びその情報管理手続きに関する事項 ニ．法人関係情報の伝達手続きに関する事項 ホ．法人関係情報の消滅（抹消）手続きに関する事項 へ．禁止行為に関する事項 ト．法人関係情報に係る売買管理に関する事項 など	年内（９月までにメンバーズ・コメントに付す）	内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング 自主規制企画委員会 特別会員委員会

論点整理項目	具体的な対応等	対応時期（目途）	所管会議・委員会等
	②　上記ワーキングにおいて、法人関係情報の範囲の明確化について、検討を行う。 ③　上記ワーキングにおいて、社内規則モデルを策定する。		
(2)　社内規則の一斉点検	上記規則施行後、各社の社内規則が自主規制規則の要求を満たしているか否か一斉点検を行う。	・上記規則施行後、速やかに実施	内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング
２．協会員の役職員による株式取引のあり方について			
(1)　役職員の投資ルールに関する自主規制規則の制定	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」において、協会員の役職員の投資ルールについての社内規則の作成義務、当該社内規則の必要的記載事項（注）等、自主規制規則に盛り込むべき規定を検討・整理の上、規則の素案を策定し、関係委員会に付議する。 （注） イ．役職員の範囲に関する事項 ロ．口座開設手続きに関する事項 ハ．証券投資手続きに関する事項 ニ．禁止行為に関する事項（法令諸規則の禁止行為や保有制限などを含む。） など	年内（９月までにメンバーズ・コメントに付す）	内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング 自主規制企画委員会 特別会員委員会

論点整理項目	具体的な対応等	対応時期 （目途）	所管会議・ 委員会等
(2)　社内規則の一斉点検	上記規則施行後、各社の社内規則が自主規制規則の要求を満たしているか否か一斉点検を行う。	・上記規則施行後、速やかに実施	内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング
(3)　協会員の役職員に関するデータベースの構築	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」において、協会員の役職員情報のデータベースの構築及び会員による照合等に関し、登録対象とする役職員の範囲・仕組み等について検討を行う。 ※　個人情報の利用に関する取扱い等に十分留意しつつ、早期に実現するために既存の外務員のデータベースの情報の活用から始めるなど、いくつかのフェーズに分けて実現することが現実的である。 ※　特別会員にあっては、登録金融機関業務以外に銀行業、生損保業、短資業等それぞれ本業があり、その中で未公表の重要事実に接する機会が多い業務を行っている役職員がいる一方、当該情報をほとんど知ることができない役職員が混在する中で、一律、全役職員の情報を登録する必要性については、十分検討する必要があるのではないかという意見や、未公表の重要事実に接する機会が多い業務を行っている役職員から始めてはどうかとの意見もあった。これらについては、引き続	・９月までに基本的考え方を取りまとめる。	内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング 自主規制企画委員会 特別会員委員会

論点整理項目	具体的な対応等	対応時期 （目途）	所管会議・ 委員会等
	き十分慎重に検討する。		
(4)　未公表の重要事実に接する機会が多い職種・職責に属する者に関するデータベースの構築	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」において、上記③の協会員の役職員に関するデータベースの構築と合わせて、検討を行う。	・年内に基本的考え方を取りまとめる。	内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング 自主規制企画委員会
３．インサイダー取引防止のための協会員における売買管理・内部管理態勢について			
(1)　売買管理に関する自主規制規則の制定	証券取引所とも連携を図りつつ、インサイダー取引であることが疑われる取引の抽出基準を定めるとともに、本協会自主規制規則「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を改正し、会員において、当該抽出基準に基づき取引調査を行い、インサイダー取引であることが疑われる取引が抽出された場合には、市場監視機関に報告を行うこととする。 なお、規則の施行時期は、会員におけるシステム対応等を考慮のうえ、決定する。	・９月までに抽出基準の策定及び規則改正を行い、会員におけるシステム対応等を考慮のうえ、施行	内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング分科会 自主規制企画委員会 エクイティ市場委員会
４．協会員の役職員に対する倫理意識の向上について			
(1)　倫理意識の向上に向けた教育・研修等	協会員における役職員に対する倫理意識の向上に向けたより一層の取り組みを引き続き行っていくよう、本協会から要請する。	・７月	

論点整理項目	具体的な対応等	対応時期 （目途）	所管会議・ 委員会等
(2)　統一的な倫理意識の向上に向けた本協会の取り組み	本協会で実施している外務員資格試験及び資格更新研修において、倫理に関するプログラムを導入する。 また、継続的な法令遵守に関する研修プログラムを提供する。	・早急にワーキングを設置し、１年以内の実施を目指す。	外務員等資格試験委員会 自主規制企画委員会（下部機関としてワーキングを設置する。）
５．違反者に対する処分の厳格化ついて			
(1)　違反者に対する処分の厳格化について	自主規制会議の下部機関として、「協会員の役職員に対する処分のあり方に関するワーキング（仮称）」を設置し、不都合行為者の規則等を見直し、不都合行為者として取り扱う期間について、現行の５年間に加えて、インサイダー取引を行い金融商品取引業の信用を著しく失墜させた場合には、当該期間を５年超（例えば無期限）とすることについて検討を行う。	・早急にワーキングを設置し、年内に基本的考え方を取りまとめる。	自主規制会議 （下部機関としてワーキングを設置する。）
(2)　違反者の所属する協会員に対する処分の厳格化	インサイダー取引に係る未公表の重要事実が協会員の役職員から漏洩されている場合で、その所属協会員における未公表の重要事実に関する情報の管理態勢に不備が認められるときは、当該協会員に対する処分について、従来に増して厳格な処分を行うこととする。	・６月１７日開催の自主規制会議において決定する。（「協会員の処分のあり方に関するワーキング」報告書参照）	協会員の処分のあり方に関するワーキング 自主規制会議

論点整理項目	具体的な対応等	対応時期 （目途）	所管会議・ 委員会等
６．その他			
インサイダー取引規制に関する厳罰化の要望について	インサイダー取引の一層の抑止を目的として、行政当局に対し、罰金刑の金額の引上げ、懲役刑の期間の延長といった刑罰の厳罰化を求める等、一層の法整備を求める。	・各方面へ適宜、展開する。	

以　上